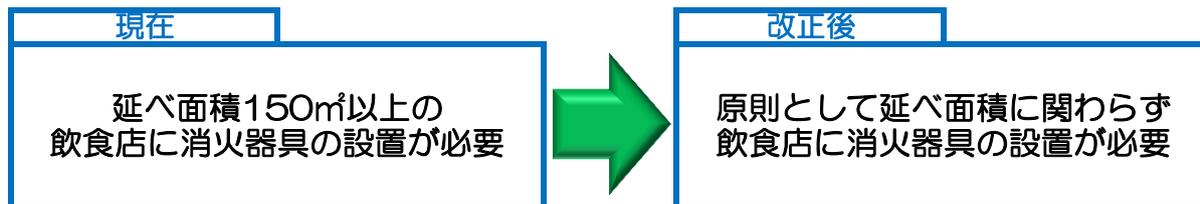


# 消防法施行令が改正され、 小規模な飲食店にも**消火器具の設置が義務化**



2019年10月1日から！



※調理を目的に**火を使用する設備又は器具を設けた階**に新たに消火器が必要となります

ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置の必要はありません

- 火を使用する設備又は器具を設けていない場合（IHコンロのみの場合など）
- 火を使用する設備又は器具に調理油過熱防止装置（いわゆるSiセンサーなど）を設けた場合
- 火を使用する設備又は器具に自動消火装置を設けた場合
- カセットコンロのみで調理を行う場合（いわゆる圧力感知安全装置が設置されているため）

設置が義務付けられた消火器具は、6か月ごとに点検し、その結果を1年に1回所定の様式で茨木市消防本部予防課に報告が必要です。

点検報告には、総務省消防庁作成の「消火器点検アプリ」が利用できます。

「Google Play」や「App Store」などでダウンロードが可能です。



アプリのダウンロードはこちらから→



【問い合わせ先】  
茨木市消防本部  
予防課 建築設備係  
TEL: 072-622-6950